

平成 1 9 年度版

【はじめに】

本書は、平成20年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1 . 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。

「従業員状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2 . 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成19年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3 . 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株式会社オクトキュービック
代表者名	代表取締役社長 増田潤治
所在地	東京都中央区新川二丁目12番16号
電話番号	03-3552-0285 (代)

② 会社の沿革

当社は、岡藤商事株式会社通信取引部を独立法人化し、平成17年6月27日より営業を開始いたしました。

【沿革】

昭和26年8月	岡藤商事株式会社 大阪市東区北浜に設立
平成3年2月	岡藤商事株式会社 商品ファンドの設定・販売開始
平成7年10月	岡藤商事株式会社 日本証券業協会に株式を店頭登録
平成8年10月	リスク軽減型通信取引「P・O・S・T」開始
平成11年3月	インターネット商品先物取引ウェブ版「Expert」開始
平成13年11月	インターネット商品先物取引専用アプリケーション版「Expert II」開始
平成14年5月	外国為替証拠金取引「Forex24SD」(現 電話版「オクトFX」)開始
平成14年11月	インターネット外国為替証拠金取引「Forex24」(現「オクトFX」)開始
平成16年6月	インターネット商品先物取引モバイル版「Expert-plus」開始
平成17年2月	岡藤商事分割準備株式会社(現 株式会社オクトキュービック)をインターネットトレードの専門会社設立の為の準備会社として東京都中央区に設立 資本金2,000万円
平成17年4月	岡藤ホールディングス株式会社設立 持株会社制へ移行
平成17年5月	株式会社オクトキュービックへ商号変更
平成17年6月	商品投資販売業者許可(許可番号:金農経(1)第123号) 商品取引受託業許可
	・東京工業品取引所 貴金属市場 石油市場

	アルミニウム市場
	ゴム市場
・東京穀物商品取引所	農産物市場
	砂糖市場
・横浜商品取引所	農産物市場
	繭糸市場
・中部商品取引所	石油市場
・大阪商品取引所	ゴム市場
	アルミニウム市場
	天然ゴム指数市場
	ニッケル市場
・関西商品取引所	農産物市場
	砂糖市場
	繭糸市場
	農産物・飼料指数市場
	水産物市場

岡藤商事株式会社通信取引部を吸収分割により業務承継を行い
営業を開始 資本金2億5,000万円

「Forex24」(現「オクトFX」)インターネット版・電話版のシステム統合

平成17年8月	中部商品取引所の鉄スクラップ市場の商品取引員の許可を取得
平成17年12月	インターネット外国為替証拠金取引モバイル版「Forex24」(現「オクトFX」)開始
平成18年1月	金融先物取引業者登録(登録番号:関東財務局長(金先)第89号)
平成19年1月	資本金を5億円に増資
平成19年3月	通信取引「P・O・S・T」取扱い終了
平成19年4月	FX(外為証拠金取引)サービス名称を「Forex24」から「オクトFXに変更」 FX(外為証拠金取引)ウェブ版「オクトFX」開始
平成19年9月	金融商品取引法施行(登録番号:関東財務局長(金商)第261号)

③ 会社の目的

1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務および受託を行う業務ならびに受託の取次ぎを行う業務
2. 農産物、水産物、天然ゴム、合成ゴム、生糸等の繊維原料、貴金属、鉄、非鉄金属、石油、天然ガス等のエネルギー資源、その他鉱物資源等およびそれらの加工品の売買ならびに委託売買
3. 金融商品取引法に定める金融商品取引業、金融商品仲介業およびその他業務

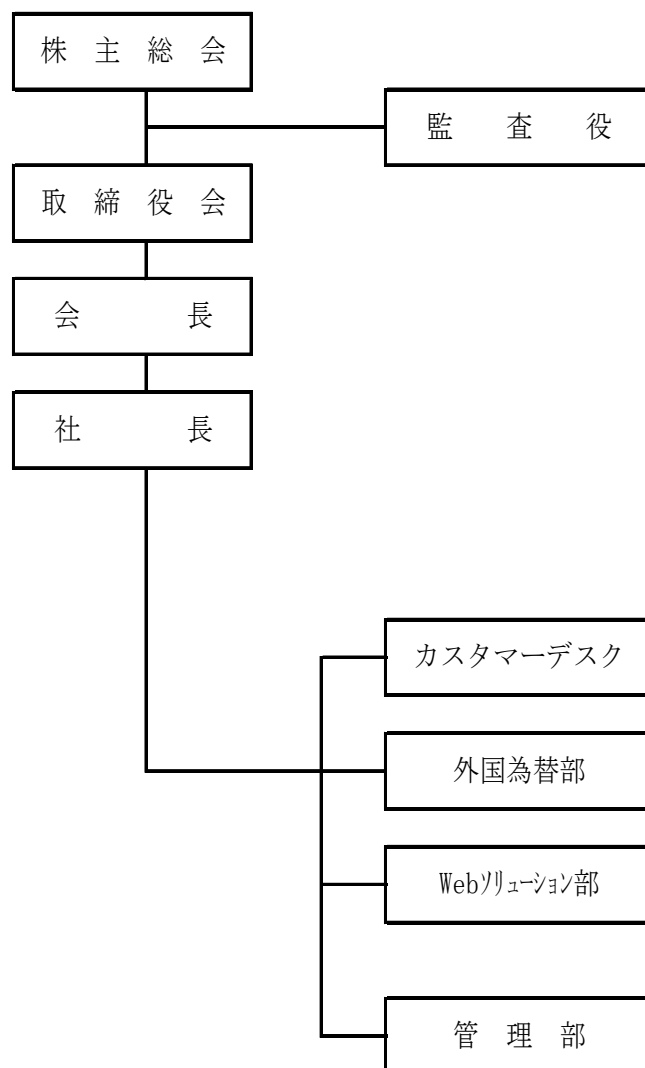
4. 通貨の売買取引、交換取引
5. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の先物取引ならびにその委託または委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務
6. 有価証券の売買
7. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
8. 信託業法に基づく信託契約代理業
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(注)上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

会社組織図



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の取次業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場における取次商品取引員としてお客様から取引の注文を受け、受託会員（岡藤商事株式会社）へ取次ぎを委託する業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令17総合第663号、平成17・06・24商第6号）

	農産物	砂糖	繭糸	水産物	飼料作物数	農産物	貴金属	ゴム	天然ゴム	アルミニウム	石油	鉄スクラップ	ニッケル	上場品目名
東京工業品取引所							○							金(標準取引、ミニ取引)・銀・白金・パラジウム・金オプション
								○						RSS3号
										○				アルミニウム
											○			原油・ガソリン・灯油・軽油
東京穀物商品取引所	○													小豆・一般大豆・Non-GMO大豆・大豆ミール・とうもろこし・アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆・生糸・大豆オプション・とうもろこしオプション
		○												粗糖・精糖・粗糖オプション
中部大阪商品取引所											○			ガソリン・灯油・軽油
												○		鉄スクラップ
								○						TSR20・RSS3号
									○					天然ゴム指数
										○				アルミニウム
関西商品取引所													○	ニッケル
	○													小豆・Non-GMO大豆・米国産大豆・とうもろこし・プロイラー
		○												粗糖・精糖・粗糖オプション
			○											生糸
				○										冷凍えび
					○									国際穀物等指数・コーヒー指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務（自己売買業務）は行っておりません。

(b) 従たる業務

- ・金融商品取引業（外国為替証拠金取引業、商品投資販売業および貴金属地金販売業）

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区新川二丁目12番16号	03-3552-0285

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 20 年 3 月期

(a) 資本金	500,000 千円
(b) 純資産額 *1	522,576 千円
(c) 総資産額	5,185,036 千円
(d) 営業収益	773,690 千円
(うち、受取委託手数料)	214,024 千円
(e) 経常損失	159,062 千円
(f) 当期純利益	4,733 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 5,600 株 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	住所又は所在地	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
岡藤ホールディングス 株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目 2 番11号	5,600株	100%
計		5,600株	100%

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名及び 生年月日	所有株式数
代表取締役会長	加藤 雅一 昭和35年1月18日	—
代表取締役社長	増田 潤治 昭和34年11月13日	—
取締役	荒川 美奈子 昭和47年10月12日	—
取締役	馬場 重久 昭和19年10月23日	—
取締役	松井 政彦 昭和29年4月18日	—
監査役	山口 晃志郎 昭和11年5月30日	—
監査役	中村 紀夫 昭和19年8月2日	—

(注) 監査役山口晃志郎および中村紀夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男 女 別		営業	非営業
		男	女		
従業員数	22人	12人	10人	6人	16人
平均年齢	33.4才	36.1才	30.2才	29.4才	34.9才
平均勤続年数	2.2年	2.3年	2.1年	2.5年	2.1年
外務員数	16人	8人	8人	6人	10人

2. 営業の状況

① 営業方針

当社がビジネス・スタイルとするオンライン・トレード分野においては、取引所の24時間取引が予定されており、今後一層の顧客獲得競争の激化も見込まれますが、企業ブランド認知度の向上に努めるとともに取引ツールに係る顧客利便性の追求、および取引システムの安定運用を図り、顧客数の拡大を目指します。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期の商品先物取引業界は、東京工業品取引所が取引時間を延長したほか、東京穀物商品取引所では、コーヒーと粗糖が板寄せ取引からザラバ取引へ移行されるなど、当業者等の参入による市場流動性の拡大や利便性向上へ向け、前進が見られました。

法改正関連では、金融商品取引法施行に合わせ、改正商品取引所法が施行されました。

新規上場関連では、東京工業品取引所において「金先物ミニ取引」が開始されるなど、市場参加者の裾野拡大に向けての取組みが進みました。

商品市況は、世界的に貴金属、エネルギー、農産物等、広範な商品価格の上昇傾向が続きました。一方、国内市場は農産物市場の大豆やトウモロコシが前年増となりましたが、貴金属市場や石油市場の出来高減少もあって、全国市場売買高は、142,141千枚（前年同期比83.5%）となりました。

以上のような環境下にあって当社は、取引ツールにおける顧客利便性の向上とシステム稼働の安定性確保その他取引手数料割引キャンペーン等に努めましたが、全国市場売買高減少の影響を受けたため、委託売買高は831千枚（前年同期比74.2%）となりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当期の営業損益につきましては、商品先物取引や商品投資（商品ファンド）販売による受取手数料は221,798千円となり、外国為替証拠金取引による収入は、受取手数料が232,316千円、売買損益が310,915千円となりました。その結果、営業収益は、773,690千円となりました。

(2) 売買損益部門

該当事項はありません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	第 4 期
	(自 平成19年 4 月 1 日) (至 平成20年 3 月 31 日)
(現物先物取引)	
農 産 物 市 場	36,351
砂 糖 市 場	2,646
水 産 物 市 場	85
貴 金 属 (標 準 取 引) 市 場	71,028
ア ル ミ ニ ウ ム 市 場	588
ゴ ム 市 場	32,048
石 油 市 場	66,480
鉄 ス ク ラ ッ プ 市 場	5
現物先物取引計	209,231
(現金決済取引)	
貴 金 属 (ミ ニ 取 引) 市 場	552
石 油 市 場	3,377
現金決済取引計	3,929
(指数先物取引)	
天 然 ゴ ム 指 数 市 場	856
農 産 物 ・ 飼 料 指 数 市 場	7
指数先物取引計	864
商品先物取引計	214,024
商品投資販売(商品ファンド)計	7,774
合 計	221,798

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

該当事項はありません。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 内 商 品 市 場 名	別 訳	第 4 期 (自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
農 産 物 市 場		116,751	0	116,751
砂 糖 市 場		7,655	0	7,655
水 産 物 市 場		214	0	214
貴 金 属 (標 準 取 引) 市 場		281,500	0	281,500
貴 金 属 (ミ ニ 取 引) 市 場		5,345	0	5,345
ア ル ミ ニ ウ ム 市 場		1,864	0	1,864
ゴ ム 市 場		124,455	0	124,455
石 油 (現 物 先 物 取 引) 市 場		278,572	0	278,572
石 油 (現 金 決 済 取 引) 市 場		12,970	0	12,970
鉄 ス ク ラ ッ プ 市 場		12	0	12
天 然 ゴ ム 指 数 市 場		2,462	0	2,462
農 産 物 ・ 飼 料 指 数 市 場		21	0	21
合 計		831,821	0	831,821

④ 対処すべき課題

国内商品先物市場は、平成19年9月の改正商品取引所法施行後における種々の行為規制に対応する過渡期と考えられ低迷が見られるものの、貴金属・エネルギー・穀物類関連銘柄を中心とする国際商品市場は依然活況を呈しております。

また、外国為替証拠金取引という投資モデルも平成19年9月の金融商品取引法の整備と認知度の向上により、持続した成長力を見せております。

こうした環境下において当社は、コンプライアンスの徹底を含めた顧客サービスの充実と信用のバロメータである預り資産の増大を最大の経営課題と位置づけ、顧客の信頼確保と強固な財務基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。

特に、当社がビジネス・スタイルとするオンライン・トレード分野では、商品先物取引業では24時間取引が予定されているとともに、外国為替証拠金取引業では大手証券会社やネット銀行等が直接・間接に参入してきているのが現状であり、今後、手数料の一段の引下げを含め顧客獲得競争が激化することが予想されます。これらの競争に打ち勝つためにも、企業ブランド認知度の向上策とともに取引ツールに係る顧客利便性の追求と取引システムの安定運営を同時に実現してまいります。

⑤ 受託業務管理規則

第1条（目的）

この規則は、商品先物市場において、インターネット等の通信手段を利用して、電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）の定めにしたがって行う委託の取次ぎの受託を行う業務（以下、「受託業務」という。）の適正な管理を行うために必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

第2条（定義）

インターネット等の通信手段を利用した受託業務とは、電子情報処理組織等を利用して委託者への告知または募集の広告等を行うことはあっても、一切の勧誘行為を伴わない受託業務をいう。

第3条（受託業務管理組織）

当社は、受託業務の適正な管理を行うため、以下の者および組織を置く。

1. 管理総括責任者
2. 顧客サービス班

② 管理総括責任者は社長をもってこれにあてる。

③ 顧客サービス班責任者は管理部マネジャーをもってこれにあてる。

第4条（受託業務管理組織の職務）

管理総括責任者は、受託業務全般にわたる調整および管理を統括する。

② 顧客サービス班の職務は、以下のとおりとする。

1. 「口座開設申込書」および「顧客カード」の内容の精査による顧客の選別ならびに審査
2. 取引の理解度の確認。特にインターネット取引においては、投下資金状況の把握をはじめすべて顧客自身の判断と責任において取引することの理解の確認
3. 「顧客カード」の整備、管理および保管
4. 顧客の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
5. 公共団体等の公金出納取扱者および高齢者、女性等、特にきめ細やかな管理を必要とする顧客の対応
6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
7. 外務員に対する関係法令規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
8. 顧客からの苦情、紛争に対する適切な対応および営業部門に対する調査
9. 過去に恣意的に紛争を多発した顧客の参入予防措置
10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及ならびに顧客の理解度を向上させるために必要な措置

第5条（顧客の本人確認書類の徴収）

取引口座の開設を行うにあたっては、本人確認法の要請に基づき、顧客より本人確認書類を徴収するものとする。

第6条（顧客カードの作成）

顧客と商品先物取引契約を締結するための窓口処理を行う外務員は、顧客の適合性の審査に付するため、顧客から提出を受けた口座開設申込書並びに約諾書等を基に、以下の事項を記載した顧客カードを作成するものとする。また、以下の事項に変更があった場合はその都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。

1. 氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所および連絡先
2. 職業、勤務先、役職名および勤務先住所
3. 資産および年収の状況
4. 投機資金額
5. 商品先物取引および証券取引等の経験の有無
6. 受託契約を締結する目的
7. その他必要と認める事項

第7条（適合性の審査）

顧客サービス班責任者は、前条により作成された顧客カードに基づき、適合性の審査を行うものとする。

- ② 前項の適否の判定は管理総括責任者がこれを行うものとする。
- ③ 前項による適否の判定の結果、承認を受けた場合に限り取引口座の開設を行うものとする。

第8条（適合性の基準）

次に該当する者については、商品先物取引の取引口座の開設および受託を行わないものとする。

1. 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
 2. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 3. 破産者で復権を得ない者
- ② 次に該当する者については、適合性の原則に照らし、十分な審査のうえ、管理総括責任者の適否の判定の結果、承認を受けた場合に限り取引口座の開設および受託を行うものとする。
1. 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持している者
 2. 一定の収入を有しない者
 3. 一定の高齢者
- ③ 前項に該当する者の取引口座開設および受託については、資産状況および商品先物取引の

仕組み、リスクその他の事項を的確かつ十分に理解していることを確認するものとする。

- ④ 取引口座開設後、第二項に該当する者から電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）に定める建玉制限枚数を超えて取引をしたい旨の申出があった場合は、より厳格な審査を行い、管理総括責任者の承認を受けた場合に限り受託するものとする。

第9条（書面の交付）

契約締結前の以下の書面の交付は、顧客より口座開設の申込みを受けた後、顧客に直接手渡すかまたは郵便等の方法によって行うほか、商品取引所法第217条第2項の規定により、当該書面の交付に代えて、当該顧客の承諾を得て、インターネットを介した電磁的方法で顧客に記載事項を提供することができるものとする。

1. 商品先物取引－委託のガイド
2. 受託契約準則
3. 取引本証拠金額一覧
4. 委託手数料額一覧

また、電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）を交付し、委託手数料額一覧は「インターネット取引「Expert」のお知らせ」にて通知するものとする。

第10条（顧客の取引理解度の確認）

顧客と商品先物取引契約を締結するための窓口処理を行う外務員は、前条の書面交付後、顧客から提出を受けた商品先物取引内容理解確認書に基づき以下の事項を顧客に確認するとともに、顧客に十分な自覚を促したうえで取引への参加を求めるものとする。

1. 受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」および、電子取引に関する契約約款（インターネット取引「Expert」約款）の内容についての理解および交付
 2. 顧客が預託する証拠金の額と比較して総取引金額が著しく大きいこと、すなわちレバレッジ性の高い取引であることの理解
 3. 取引リスクについての理解（特に、相場変動による取引での損失の額が預り証拠金額を上回る恐れがある旨の理解）
 4. 商品先物取引の仕組み（証拠金制度、特に追証拠金について、損益の計算方法等）の理解
 5. 値幅制限、建玉制限のある取引である旨の理解（特に、ストップ高・ストップ安の際には注文が成立しない可能性があることの理解）
 6. 自己の判断および責任において取引を行うこと
- ② 前項の確認は電話等の会話によるものとし、確認を行った外務員がその内容を記した対応記録を作成し、顧客サービス班責任者が整理、保管するものとする。
- ③ 顧客サービス班責任者は、顧客の取引理解度が十分ではない恐れのある場合、窓口処理を

行う外務員に代わり、顧客サービス班責任者自らが顧客の理解度の点検を行い、顧客の内容理解のために努め、確認しなければならない。また、必要に応じて外務員に対する指導を行うものとする。

第11条（外務員に対する管理）

顧客サービス班責任者は、外務員が適正に受託業務を遂行するために必要な事項について、注意を喚起しなければならない。

第12条（顧客からの苦情・紛争への対応）

顧客からの苦情・紛争への対応については、別に定める紛争処理規程によるものとする。

第13条（ID・パスワードの管理）

インターネット取引における顧客のIDおよびパスワードの管理については十分な注意をもって行うものとする。

第14条（取引本証拠金の額等に係る措置）

取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- ② 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理総括責任者として定め、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

第15条（取引証拠金等の受払いに係る措置）

顧客との間の取引証拠金等の受払いは、現金については銀行振込で、充用有価証券については保険を付した書留郵便による郵送でこれを行うものとする。

第16条（不正資金流入防止措置等）

農業、漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫その他の公共団体等の公金出納取扱者および企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等に係る出納取扱者から新たに商品市場における取引の受注を行う場合は、自己の余裕資金の範囲内で、自己の判断と責任において取引に参加することを確認し、かつ、管理総括責任者が承認した場合に限る。

第17条（受託等業務における禁止行為および懲戒）

受託等業務を行う者は、この規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の制定に係る「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

- ② 前項に違反した者は、就業規則に基づきこれを懲戒に処す。

第18条（規則の制定および改正）

この規則の制定および改正は取締役会の決議を経て行う。

第19条（日本商品先物取引協会への届出）

この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを改正したときも同様と

する。

付 則

1. この規則は、平成 17 年 6 月 27 日より実施する。
2. この改正規則は、平成 19 年 2 月 1 日より実施する。
3. この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。
4. この改正規則は、平成 19 年 5 月 14 日より実施する。
5. この改正規則は、平成 19 年 12 月 17 日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
18名	2名	2名	18名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	契約解除委託者数	期末委託者数
1,592名	245名	414名	1,423名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機関 での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い 中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度 に新規に 発生した 案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
前年度か ら継続し ている案 件の件数 0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数 0件	0件		1件 (1件)	
合計0件	0件		1件 (1件)	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

※ なお、() 内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

株式会社オクトキュービック (平成 20 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流 動 資 産	5,172,004	流 動 負 債	4,647,214
現金・預金	170,486	未払法人税等	1,297
委託者未収金	29,972	預り証拠金	4,289,102
保管有価証券	119,418	未払金	342,277
差入保証金	2,221,436	賞与引当金	10,747
委託者先物取引差金	285,088	預り金	564
預託金	200,000	その他の流動負債	3,224
金銭の信託	1,452,000	特別法上の準備金	10,000
未収入金	689,560	商品取引責任準備金	10,000
前払費用	934	(商品取引所法第221条)	
その他の流動資産	5,105		
貸倒引当金	△ 2,000	負債合計	4,657,214
固 定 資 産	13,031	(純資産の部)	
有 形 固 定 資 産	538	株 主 資 本	527,822
器具及び備品	538	資 本 金	500,000
無 形 固 定 資 産	3,625	資 本 剰 余 金	459,049
商標権	3,625	資本準備金	459,049
投資その他の資産	8,868	利 益 剰 余 金	△ 431,227
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	20,911	その他利益剰余金	△ 431,227
長期差入保証金	4,557	繰越利益剰余金	△ 431,227
長期前払費用	898		
貸倒引当金	△ 17,500	純資産合計	527,822
資産合計	5,185,036	負債・純資産合計	5,185,036

② 損益計算書

損益計算書

自 平成 19 年 4 月 1 日

至 平成 20 年 3 月 31 日

株式会社オクトキュービック

	金 額	
営業収益	千円	773,690 千円
受取手数料	454,114	
売買損益	310,915	
その他	8,659	
営業費用		932,436
販売費及び一般管理費	932,436	
営業損失		158,746
営業外収益		9,865
受取利息	9,593	
その他の営業外収益	271	
営業外費用		10,181
信託報酬	10,163	
為替差金	18	
経常損失		159,062
特別利益		164,085
商品取引責任準備金戻入額	163,385	
貸倒引当金戻入益	700	
税引前当期純利益		5,023
法人税、住民税及び事業税		290
当期純利益		4,733

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成 19 年 4 月 1 日

至 平成 20 年 3 月 31 日

株式会社オクトキュービック

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高	500,000	459,049	△435,960	523,089	523,089
当期の変動額					
当期純利益			4,733	4,733	4,733
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期の変動額合計	—	—	4,733	4,733	4,733
平成20年3月31日残高	500,000	459,049	△431,227	527,822	527,822

④ 個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

長期前払費用・・・定額法を採用しております。

2. 引当金および特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金・・・委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

3. リース取引の処理方法

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

固定資産の減価償却の方法

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額は153千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	5,600株	—	—	5,600株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金 4,406千円

貸倒引当金 7,692千円

商品取引責任準備金 4,100千円

未払事業税	412千円
未払事業所税	203千円
未払金否認	622千円
一括償却資産	109千円
繰越欠損金	190,254千円
繰延税金資産小計	207,802千円
評価性引当額	△207,802千円
繰延税金資産計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	41.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	48.21%
住民税均等割等	5.77%
控除所得税等	0.38%
評価性引当額	△127.91%
その他	38.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.77%

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額は、94,253円95銭
2. 1株当たり当期純利益金額は、845円19銭であります。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料の、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、監査法人による監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1,237.7 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	104.5 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	105.5 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	10.1 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	19.3 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	891.2 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	111.2 %

○追加開示情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記の追加)

営業収益の計上基準

受取手数料

イ. 商品先物取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

ロ. 商品ファンド

取引成立日に計上しております。

(貸借対照表に関する注記の追加)

1. 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

保護基金預託金	200,000 千円
---------	------------

2. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規程に基づくものであります。

なお、日本商品先物取引協会の定款に基づき、この積立額に相当する額の現金を商品取引責任準備金として専用口座にて管理しております。

3. 委託者未収金のうち、無担保未収金は34,745千円であります。なお、発生から1年以上を経過しているものは、投資その他の資産の部に計上しており、その額は20,911千円であります。

4. 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、取次先受託会員である岡藤商事株式会社との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(損益計算書に関する注記の追加)

受取手数料の内訳

商品先物取引	214,024 千円
商品投資販売 (商品ファンド)	7,774 千円
合 計	221,798 千円

以上